

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省観光庁観光地域振興課）

制 度 名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>観光地形成促進地域の効果的な活用のため、適用期限（平成 31 年 3 月 31 日）の 2 年間延長を要望。</p> <p>投資税額控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が 1,000 万円超の場合、一定割合（機械・装置の取得価額の 15%、建物・附属装置・構築物の取得価額の 8%）を法人税額から控除。 ・法人税額の 20% 限度（繰越税額控除 4 年）、取得価額の上限 20 億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設（各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定） <p>①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設（宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む）、④集会施設（宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む）、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設。</p> <p><内閣府及び経済産業省との共同要望></p>		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（－ 百万円）
		（改正増減収額）	（－ 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 本制度を通じて新たな観光関連施設投資を促すことで、閑散期における観光客増加や、観光満足度の向上によるリピーターの増加が期待され、宿泊者数・人泊数の増大に寄与する。また、魅力ある観光関連施設の増加は、観光客一人当たりの県内消費額増大に寄与し、観光収入の増加、ひいては自立型経済の構築につながるものである。</p>	
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】 11 沖縄政策の推進 【施策】 ①沖縄政策に関する施策の推進</p> <hr/> <p>政策の達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成目標 平成33年度までに <ul style="list-style-type: none"> ・入域観光客数 1,200万人 ・観光収入 1.1兆円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5日 ・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円 ・測定指標 平成33年度までに <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した設備投資 9件 ・本特例を活用した観光施設への来場者数 70,000人 <p>※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度とする。 ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン実施計画）の目標値に基づき設定する。</p>

	租税特別措置の適用又は延長期間	平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間									
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 達成目標 平成33年度までに <ul style="list-style-type: none"> ・ 入域観光客数 1,200万人 ・ 観光収入 1.1兆円 ・ 観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5日 ・ 観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円 ・ 測定指標 平成32年度までに <ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度を活用した設備投資 7件 ・ 本特例を活用した観光施設への来場者数 52,632人 <p>※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成 33 年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）の目標値に基づき設定する。</p>									
	政策目標の達成状況	<p>平成 29 年度実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">入域観光客数</td> <td style="text-align: right;">957.9 万人</td> </tr> <tr> <td>観光収入</td> <td style="text-align: right;">6602.9 億円</td> </tr> <tr> <td>観光客一人当たりの平均滞在日数</td> <td style="text-align: right;">3.71 日</td> </tr> <tr> <td>観光客一人当たりの県内消費額</td> <td style="text-align: right;">75,297 円</td> </tr> </table>		入域観光客数	957.9 万人	観光収入	6602.9 億円	観光客一人当たりの平均滞在日数	3.71 日	観光客一人当たりの県内消費額	75,297 円
入域観光客数	957.9 万人										
観光収入	6602.9 億円										
観光客一人当たりの平均滞在日数	3.71 日										
観光客一人当たりの県内消費額	75,297 円										
有効性	要望の措置の適用見込み	平年度で 2 件、31 百万円の投資税額控除の適用が見込まれる。									
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>国内外の観光客が来訪する新たな観光関連施設が整備され、地域の特色を生かした観光地形成が図られる。これにより、沖縄旅行の満足度が向上し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加に寄与することとなる。</p> <p>加えて、観光関連施設におけるインバウンド投資等が促進され、レクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出といった経済効果や、MICE や富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。</p> <p>また、県外客消費額を、測定指標の観光関連施設への来場者数をもとに算出すると、約 7 億円の県外客消費額を押し上げる効果があると試算され、本制度による約 1 億円の税込減を是認する効果があるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本特例を活用した施設への来場者数 70,000 人 ・ 県外客消費単価（娯楽・入場費 7,330 円） <p>→県外客消費額の押し上げ効果 753,817 千円（平年度 17,140 人増加）</p> <p>※県外客消費単価は「平成 28 年度観光統計実態調査」より</p>									

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所税の資産割の課税標準の特例 ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 					
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係						
	要望の措置の妥当性	<p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等を活用して、観光集客施設等インフラ整備や人材育成等により観光の振興に多角的に取り組んでいる。</p>					
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	(過去3年間の適用実績)					
		(単位：件、百万円)					
		項目	H27年度		H28年度		H29年度
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
	投資税額控除	0	0	0	0	1	2,218
法人住民税	0	0	0	0	0	0	
	(沖縄県による企業アンケート調査より)						
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	(過去3年間の適用実態調査結果)						
	(単位：件、百万円)						
	項目	H26年度		H27年度		H28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
投資税額控除	0	0	0	0	0	0	
法人住民税	0	0	0	0	0	0	
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>沖縄県全域での観光関連施設の立地が促され、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加が見込まれる。</p>						
前回要望時の達成目標	<p>平成33年度（平成29年度以降累計）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本特例を活用して設備投資を行った施設数26社 ・ 本特例を活用して行った設備投資に伴う新規雇用者数 393人 						

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 28 年度</td> <td>平成 29 年度</td> </tr> <tr> <td>本制度を活用した設備投資</td> <td>一件</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>上述の設備投資に伴う新規雇用者数</td> <td>一人</td> <td>一人</td> </tr> </table>		平成 28 年度	平成 29 年度	本制度を活用した設備投資	一件	1 件	上述の設備投資に伴う新規雇用者数	一人	一人	<p>※平成 29 年度の件数については、沖縄県調査（平成 30 年 6 月実施）。</p> <p>※所期の目標の変更について 沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）において「入域観光客数」「観光収入」及び「平均滞在日数」を成果指標とし、各種施策を推進しているところである。 本制度は、新たな観光関連施設投資の促進により魅力ある観光リゾート地を形成し、観光収入を増加させることをもって民間主導の自立型経済の構築を図るものであり、上記目標フレームの達成に寄与するものであるから、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更することとし、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。また、前回設定時は対象施設に宿泊施設の追加を要望していたことから、設備投資見込に宿泊施設が入っているが、今年度要望していないことから宿泊施設を除いた件数としている。</p>
	平成 28 年度	平成 29 年度										
本制度を活用した設備投資	一件	1 件										
上述の設備投資に伴う新規雇用者数	一人	一人										
<p>これまでの要望経緯</p>			<p>平成 10 年度 観光振興地域制度を創設</p> <p>平成 14 年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和</p> <p>平成 19 年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加）</p> <p>平成 24 年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設</p> <p>平成 26 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和</p> <p>平成 29 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から 9 施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館）</p>									